三・四　（略）

五　第十五条の十八第一項から第三項までに掲げる施設（利用形態の変更により第十五条の十八第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。）の利用形態に関する事項の変更（当該施設に係る港湾の効率的な運営に関する事項の変更を含む。）

六　港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条及び第二十二条に規定する事項のうち、第十五条の十八第一項から第三項までに規定する港湾施設に係るものの追加、削除又は変更

（港湾計画の公示）

第一条の十　（略）

2　（略）

（料率を記載した書面の提出を要する料金）

第十二条の四　法第四十五条第二項の国土交通省令で定める料金は、次に掲げる港湾施設の利用に関するものとする。

一～三　（略）

（特定港湾情報提供施設協定の公告等）

第十二条の五　法第四十五条の五第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一～四　（略）

（法第五十条の十八第一項の国土交通省令で定める港湾施設）

第十五条の十三　法第五十条の十八第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、次に掲げるものとする。

一　臨港交通施設
二　荷さばき施設
三　旅客施設
四　保管施設
五　船舶役務用施設
六　港湾情報提供施設
七　廃棄物処理施設
八　港湾環境整備施設
九　港湾厚生施設
十　移動式施設

（法第五十条の十八第一項の国土交通省令で定める者）

第十五条の十四　法第五十条の十八第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一　所有者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
二　所有者（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合に限る。）の資本金の二分の一を超える額を出資している者
三　所有者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

三・四　（略）

五　第十五条の十三第一項から第三項までに掲げる施設（利用形態の変更により第十五条の十三第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。）の利用形態に関する事項の変更（当該施設に係る港湾の効率的な運営に関する事項の変更を含む。）

六　港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条及び第二十二条に規定する事項のうち、第十五条の十三第一項から第三項までに規定する港湾施設に係るものの追加、削除又は変更

（港湾計画の公示）

第一条の七　（略）

2　（略）

（料率を記載した書面の提出を要する料金）

第十二条の四　法第四十五条第二項の国土交通省令で定める料金は、次に掲げる港湾施設の利用に係るものとする。

一～三　（略）

（特定港湾情報提供施設協定の公告等）

第十二条の五　法第四十五条の五第一項の規定による公告及び同条第三項の規定による公示（同条第四項において準用する場合を含む。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

一～四　（略）

（新設）

（新設）